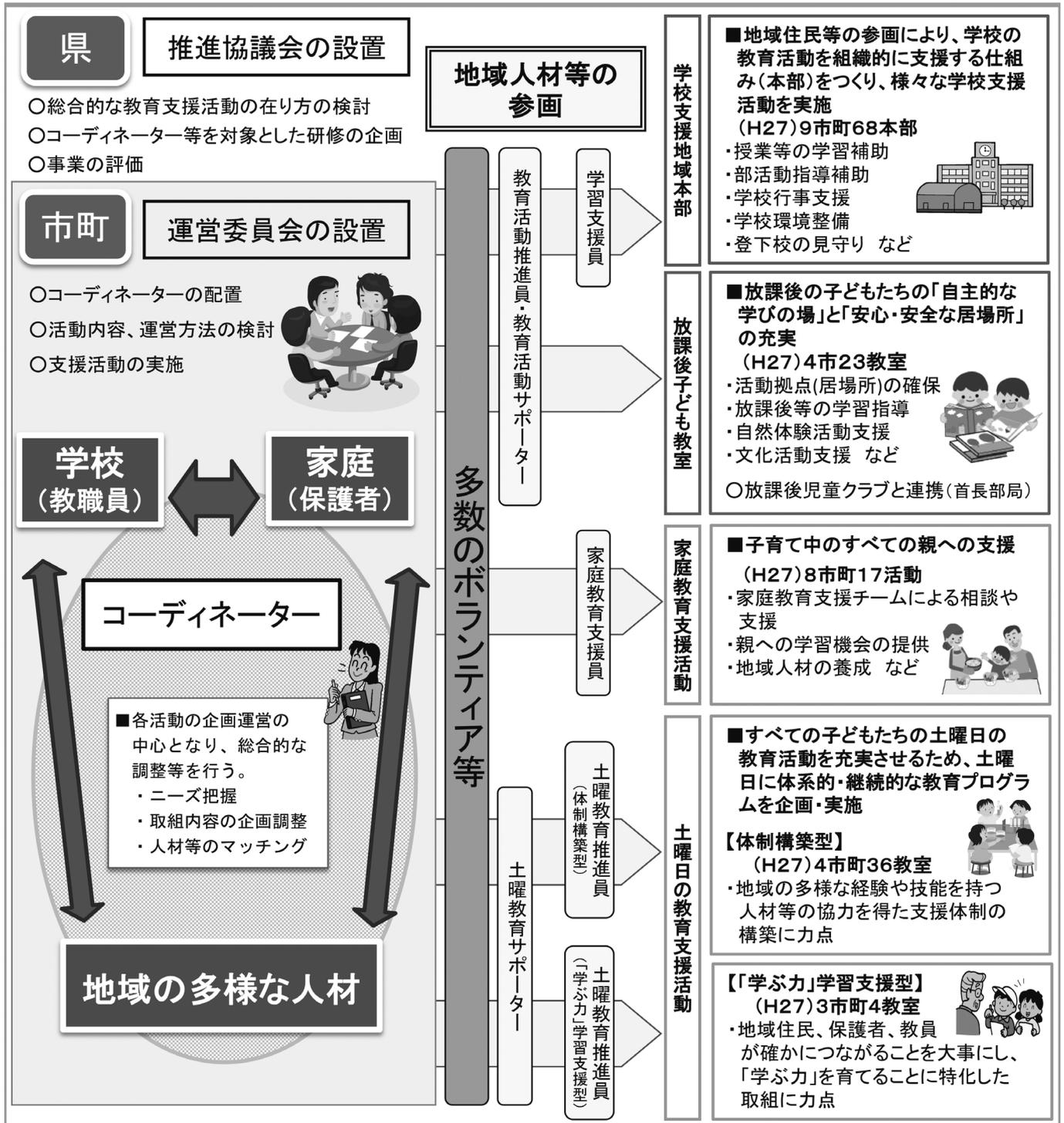


# 滋賀県「学校・家庭・地域連携協力推進事業」

未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭および地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを目指す必要がある。そのため、学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等の参画による地域の实情に応じた以下の取組を有機的に組み合わせて、様々な教育支援活動を行う。



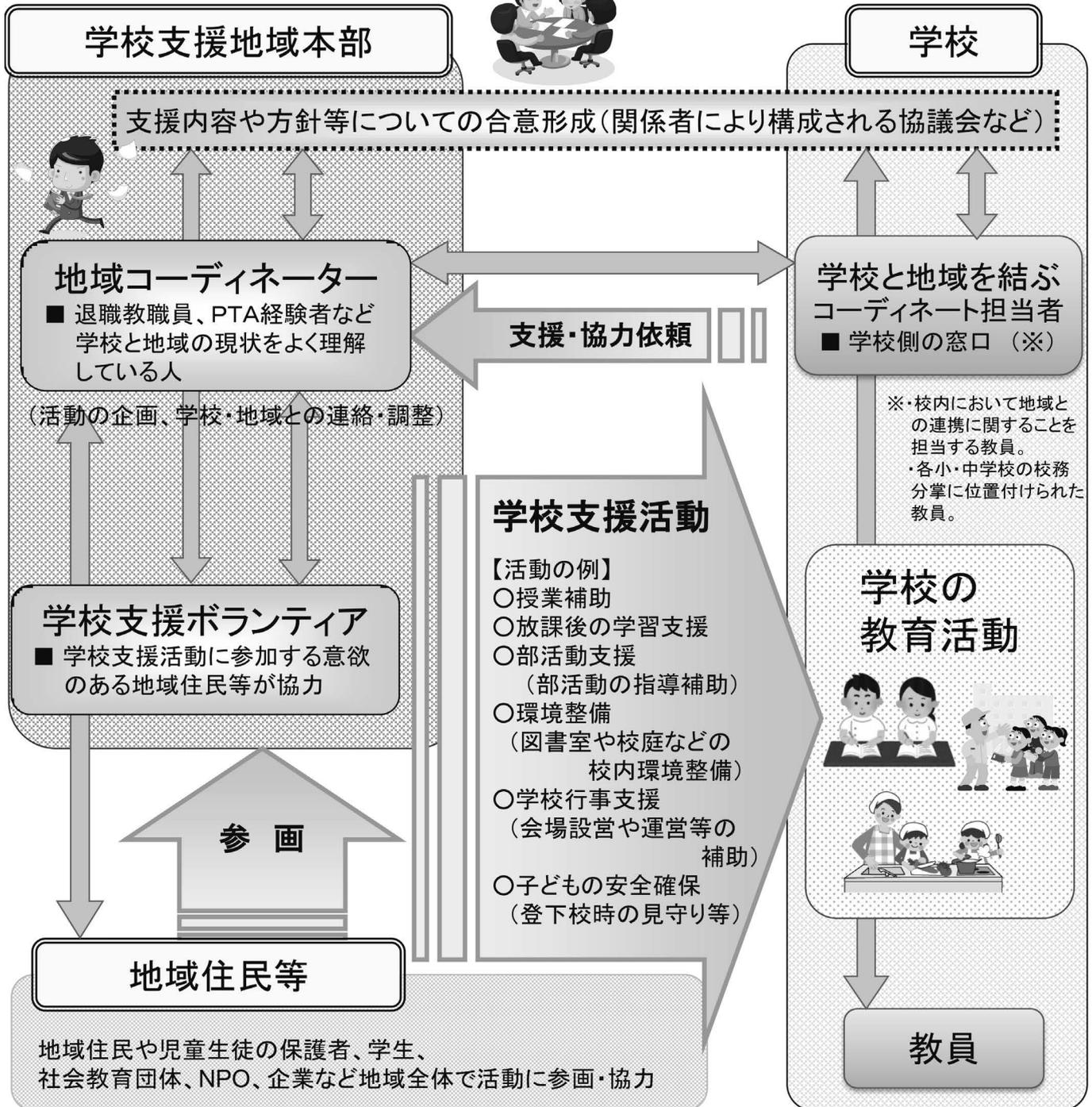
子どもたちの社会性・自主性・想像性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

# 学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施

<H27年度実施状況> 9市町 68本部 (小学校73校 中学校20校(全公立小・中学校の約32%))

【補助率】国1/3 県 1/3 市町 1/3

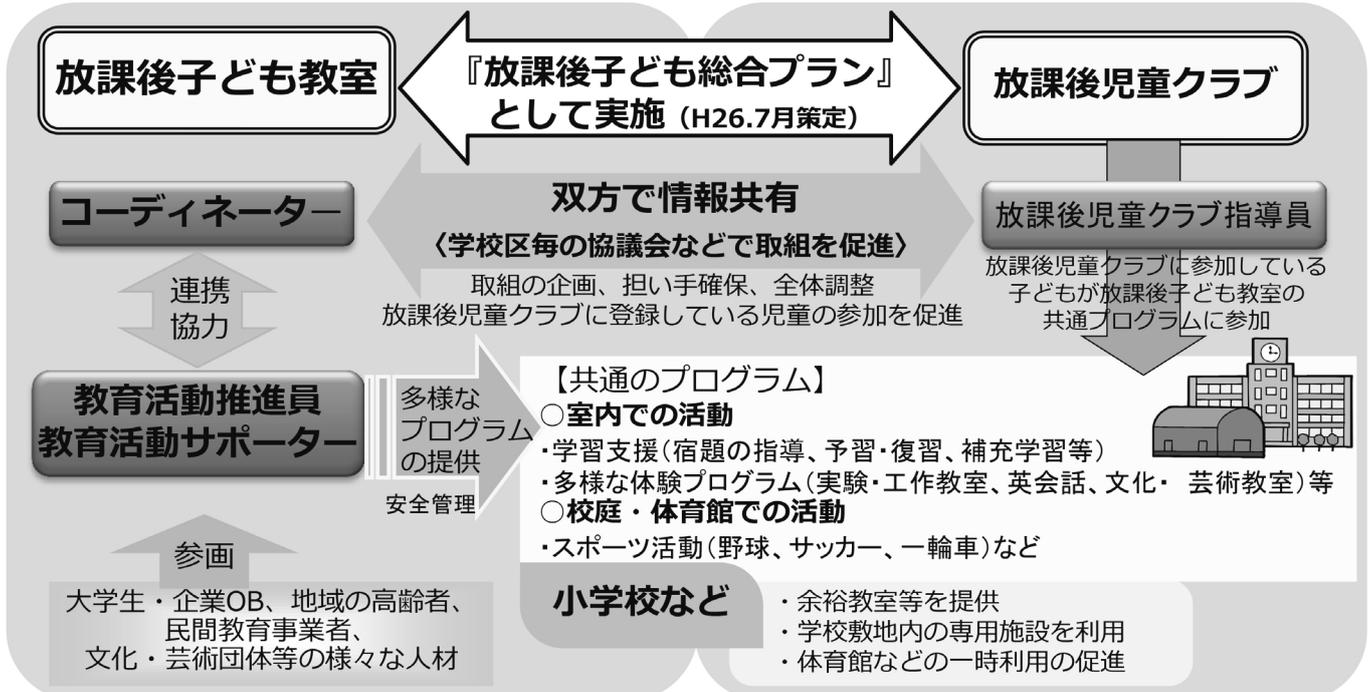


子どもたちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。

# 放課後子ども教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

【補助率】国1/3 県1/3 市町1/3

「放課後子ども教室」は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進している。厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」と一体的あるいは連携しながら、「放課後総合プラン」として推進する。



**県の取組** 放課後子ども総合プラン指導者等研修会（学校・家庭・地域連携協力推進事業研修会）  
コーディネーター、運営委員会委員、教育活動推進員、教育活動サポーター、ボランティア、専任指導員、関係職員等が一堂に会し、情報交換、情報共有、資質の向上に努める。

**市町の取組** 放課後子ども総合プラン運営委員会  
・事業計画の策定・安全管理方策・広報活動方策  
・ボランティア等の人材確保・活動プログラムの企画・事業実施後の検証・評価

| 放課後子ども教室  | 連携    | 放課後児童クラブ（学童保育）  |
|---|-------|---|
| ○すべての子ども  | 対象    | ○共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童   |
| ○学び・体験・遊び・交流の場<br>地域の大人が、スポーツや学習、文化活動、地域住民や異年齢の子どもとの交流活動を行う。                      | 内容    | ○生活の場<br>専任指導員が、保護者に代わり、健康管理、安全に対する配慮、活動状況の把握、児童の遊びの指導、活動の意欲や態度の形成、家庭との連絡などを行う。 |
| ○遊び、学習（宿題）、スポーツ、文化活動など  | 主な活動  | ○遊び、学習（宿題）  |
| 教育活動推進員：学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心に実施する。<br>教育活動サポーター：様々なプログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する。 | スタッフ  | 専任指導員<br>遊びや生活をとおして、子どもたちの健全育成を図り、安全確保に努める。                                     |
| ○小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、地域の公民館など  | 実施場所  | ○小学校の余裕教室、小学校敷地内やその付近の専用施設など  |
| ○平日の放課後・週末（教室により異なる）  | 開催日   | ○平日の放課後、土曜（クラブにより異なる）   |
| ○無料（教室により保険、材料費などの徴収あり）   | 利用者負担 | ○月額5,000円～10,000円程度（施設により異なる）   |
| ○4市21教室（平成27年度）   | 県内数   | ○19市町298クラブ13,370人（平成27年5月1日現在）   |



# 家庭教育支援活動

## 背景

【補助率】 国1/3 県1/3 市町1/3

### ○家庭の教育力の低下

都市化、核家族化および地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。また、育児に自信を持ってない保護者が増えている。

### ○教育基本法の改正（平成18年12月「家庭教育」に関する独立規定の新設）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## ■県の事業

- ・総合的な在り方の検討
- ・事業関係者の資質向上や情報交換等の研修会の実施

県推進協議会の開催

家庭教育に関する研修会の実施



## ■市町の事業（市町運営委員会等）

### 各地域における子育て経験者など多様な人材の参画

#### 持続可能な支援のための地域人材の養成

- ・子育てサポーターリーダー等の養成

【養成講座例】  
家庭教育の重要性と支援者の果たす役割、関係機関・地域との連携方法 等

平成27年度5市町で実施

#### 家庭教育支援チームの組織化

- ・家庭教育支援チームによる相談対応や保護者支援

【チーム構成員例】  
子育てサポーターリーダー、民生委員、児童委員、元教員、保健師、NPO関係者 等

平成27年度4市町で実施

#### 学習機会の効果的な提供

- ・保護者への学習機会や親子参加行事の企画、提供

【講座例】  
小学校入学時講座、思春期理解講座、父親講座、企業出前講座 等

平成27年度8市町で実施

家庭教育や子育てに無関心、孤立化している親

## 子育て中のすべての親への支援

仕事などで学習会に参加できない親

身近な地域において、家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整え、地域全体で家庭教育を支援する。

# 土曜日の教育支援体制等構築事業

【補助率】国1/3 県1/3 市町1/3

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町等の取組を支援することにより、教育支援に取り組む体制を構築し、地域の活性化を図る。

地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、**土曜日ならではの生きたプログラムを実現**

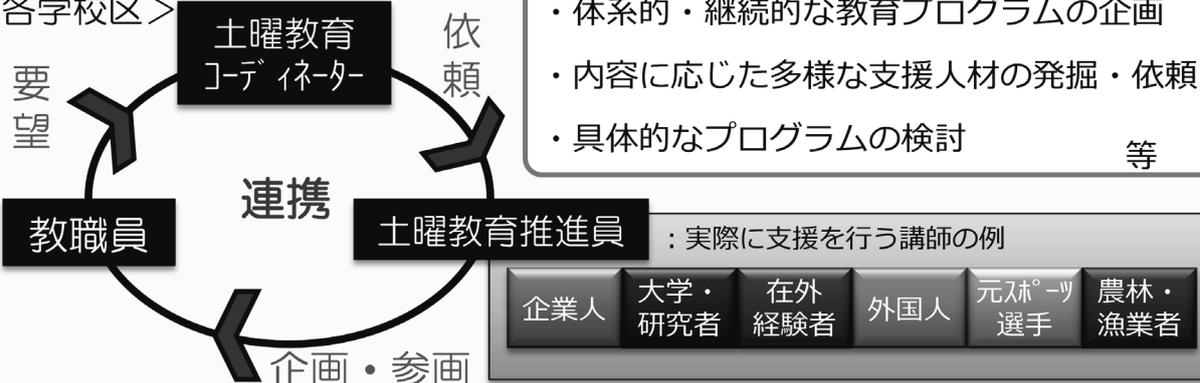


## 土曜日の教育支援体制の仕組み

市町

- **運営委員会を設置** (学校・経済団体・商工会・PTA・社会教育団体等で構成)
- **土曜日の教育活動全体の方針を検討**

<各学校区>



## 教育支援活動の実施

社会を生き抜く力を培う土曜日ならではのプログラムの実践

～土曜学習例～

- 体験活動…自然体験、書道、茶道、囲碁、工作、料理、和太鼓、楽器演奏等
- 学力補充…作文教室、科学実験教室、基礎学力の向上、中学生の学力向上、在外経験者による外国語教室等

**土曜日の教育支援体制等の構築により  
すべての子どもたちの教育活動の充実を図る**

# 学ぶ力を育てる土曜学習支援事業

「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」活用 【補助率】国1/3 県1/3 市町1/3

- 学校週5日制が完全実施され10年あまりが経過したが、土曜日に様々な経験を積んでいる子どもたちが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在するとの指摘がある。  
(文部科学省「土曜日授業に関する検討チーム」最終まとめH25.9.30)
- 滋賀県の6年生児童の5人に1人は「土曜日に家でテレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたりして過ごしている」という状況がある。  
(文部科学省「H25全国学力・学習状況調査」〔児童質問用紙〕回答集計結果)

- 小学生等を対象として、「学ぶ力」を育むため、体系的・継続的な学習プログラムを実施する土曜学習支援事業の推進を図る。  
[「学ぶ力」：子どもたちが自分の将来を真剣に考え、仲間とともに力を合わせ、自ら進んで学ぼうとする力]
- 地域の子どもを中心に据え、地域（地域人材）・家庭（保護者）・学校（教員）が確かにつながり、それぞれの立場から教育の営みに関わることを大切にする。

## 学ぶ力を育てる土曜学習支援体制の仕組み

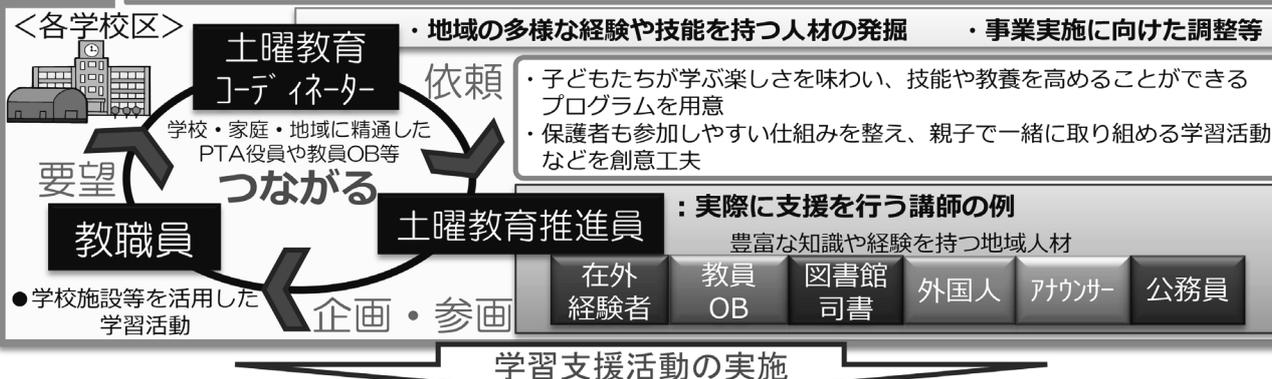
県

- 「学校・家庭・地域連携推進事業」推進協議会を設置
- 土曜教育コーディネーター・土曜教育推進員等の研修会実施
- 事業の評価および報告書の作成



市町

- 運営委員会を設置 ※構成委員例（公民館、学校関係者、保護者・青少年育成団体関係者、土曜教育コーディネーター、行政関係者等）
- 土曜日の教育活動全体の方針を検討



### 土曜教育推進員が進める学習プログラム（具体例）

- 学校の教育課程と結びつけた補充的・発展的学習活動
- 文化体験教室【内容】書道や絵画、音楽活動等
- 親子読書教室【内容】日本語の美しい響きやリズムを楽しむ朗読会、みんなで声を出して群読を楽しむ活動等
- 外国語(英語)教室【内容】親子で学ぶ外国語学習、国際理解につながる学習活動等

#### 【学習形態】

- ・異学年や小グループによる学習活動、自学自習に取り組み子どもへの個別指導(机間指導)等

- 教室を設置する当該校の学校規模（児童数・生徒数）や学習プログラムの内容に応じて、対象学年を限定したり、対象とする児童・生徒数を設定することも可能

原則年間24回程度の実施 複数プログラムを組み合わせ実施することも可能

地域の子どもを中心に据え、教員・保護者・地域人材が  
確かにつながることにより、学ぶ力を育てる

平成27年度 学校・家庭・地域連携協力推進事業 市町別事業実施状況一覧表

|       | 学校支援地域本部                                   | 家庭教育支援                  | 放課後子ども教室               | 土曜日の教育支援                    |                    |
|-------|--|-------------------------|------------------------|-----------------------------|--------------------|
|       | 従来型<br>実施数                                 | 実施数                     | 実施数                    | 体制構築型<br>実施数                | 「学ぶ力」学習支<br>援型 実施数 |
| 大津市   | (6本部)                                      |                         |                        |                             |                    |
| 彦根市   | 7本部  |                         |                        |                             | 1教室                |
| 長浜市   |  |                         |                        |                             |                    |
| 近江八幡市 | 23本部                                       | 支援チーム・講座実施・<br>人材育成の3活動 |                        |                             |                    |
| 草津市   | 7本部  | 講座実施の1活動                |                        |                             |                    |
| 守山市   |  |                         |                        |                             |                    |
| 栗東市   | 1本部  |                         | 7教室                    |                             |                    |
| 甲賀市   |  | 支援チーム・講座実施・<br>人材育成の3活動 |                        | 10教室                        |                    |
| 野洲市   |  |                         | 7教室                    |                             |                    |
| 湖南市   | 12本部                                       | 支援チーム・講座実施・<br>人材育成の3活動 | 3教室                    | 9教室                         | 1教室                |
| 高島市   |  | 支援チーム・講座実施・<br>人材育成の3活動 |                        |                             |                    |
| 東近江市  | 13本部                                       | 講座実施の1活動                |                        | 9教室                         |                    |
| 米原市   | 3本部  |                         | 4教室                    |                             |                    |
| 日野町   |  | 講座実施・人材育成の2活動           |                        |                             |                    |
| 竜王町   | 1本部  | 講座実施の1活動                |                        | 7教室                         |                    |
| 愛荘町   |  |                         |                        |                             |                    |
| 豊郷町   |  |                         |                        |                             |                    |
| 甲良町   |  |                         |                        |                             |                    |
| 多賀町   | 1本部  |                         |                        |                             | 1教室                |
| 合 計   | 9市町68本部<br>(昨年は9市町62本部)<br>※大津市含むと10市町74本部 | 8市町17活動<br>(昨年は9市町18活動) | 4市21教室<br>(昨年は2市町11教室) | 4市町35教室<br>(昨年は8市町<br>83教室) | 3市町3教室             |